

## その他について



広報部鳥 けんぼん  
©2018 協会けんぽ大阪支部

- I 協会けんぽ事業業績評価一覧について・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- II 健康宣言・健康経営広報について・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
- III 新型コロナウイルスによる影響について・・・・・・・・・・・・・・・・P.9

---

# **I .協会けんぽ事業業績評価一覧について**

# 協会けんぽ事業業績評価一覧について

## 業績評価結果一覧表

### I. 健康保険

#### 1. 基盤的保険者機能関係

令和2年度評価項目	令和2年度			R1年度	H30年度	H29年度評価項目	H29年度	H28年度
	困難度	自己評価	最終評価	最終評価	最終評価		最終評価	最終評価
(1) サービス水準の向上	-	B <sup>※1</sup>	B	A	A	I. 2. (1) サービス向上のための取組	A	A'
						I. 2. (3) 窓口サービスの展開	B	B
(2) 業務改革の推進に向けた取組	高	A <sup>※2</sup>	A	A	/	/	/	/
(3) 現金給付の適正化の推進	-	B <sup>※2</sup>	B	A	B	I. 2. (6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化	B	B
(4) 効果的なレセプト点検の推進	高	B <sup>※1</sup>	B	B	B	I. 2. (8) 効果的なレセプト点検の推進	B	A'
(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	-	B <sup>※1</sup>	B	A	A	I. 2. (5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	B	B
(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	-	B <sup>※2</sup>	B	B	/	/	/	/
(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	高	B <sup>※1</sup>	B	B	B	I. 2. (9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化	B	B
						I. 2. (10) 積極的な債権管理・回収業務の推進	A	A'
(8) 限度額適用認定証の利用促進	-	C <sup>※1</sup>	C	B	B	I. 2. (2) 限度額適用認定証の利用促進	A	A'
(9) 被扶養者資格の再確認の徹底	-	C <sup>※1</sup>	C	A	A	I. 2. (4) 被扶養者資格の再確認	B	B
(10) オンライン資格確認の円滑な実施	-	B <sup>※1</sup>	B	A	A	/	/	/
(11) 的確な財政運営	高	A <sup>※2</sup>	A	A	A	I. 1. (8) 的確な財政運営	A	A

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」: 令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」: 令和2年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」: 令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」: 令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

※3 令和元年度以前の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」: 計画を大幅に上回っている。

「A」: 計画を上回っている。

「B」: 計画を概ね達成している。

「C」: 計画を達成できていない。

「D」: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要。

# 協会けんぽ事業業績評価一覧について

## I. 健康保険

### 2. 戦略的保険者機能関係

令和2年度評価項目	令和2年度			R1年度	H30年度	H29年度評価項目	H29年度	H28年度
	困難度	自己評価	最終評価	最終評価	最終評価		最終評価	最終評価
(1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	高	A <sup>※2</sup>	A	B	B	I. 3. (5)事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)	A	/
(2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B	I. 3. (1)データに基づいた保健事業の推進	B	B
i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	高	A <sup>※1</sup>	B	B	B	I. 3. (2)特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進	B	/
ii)特定保健指導の実施率の向上	高	B <sup>※1</sup>	B	A	A	I. 3. (3)特定保健指導の推進	B	/
iii)重症化予防対策の推進	高	B <sup>※1</sup>	C	B	B	I. 3. (4)重症化予防対策の推進	B	/
iv)コラボヘルスの推進	高	A <sup>※2</sup>	A	A	A	I. 3. (5)事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)	A	/
(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	-	B <sup>※1</sup>	B	A	A	I. 1. (7)広報の推進	B	A
						I. 2. (11)健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	B	B
(4)ジェネリック医薬品の使用促進	高	B <sup>※1</sup>	B	A	A	I. 1. (4)ジェネリック医薬品の更なる使用促進	A	A
(5)インセンティブ制度の着実な実施	高	A <sup>※2</sup>	A	B	A	I. 1. (3)地域の实情に応じた医療費適正化の総合的対策	A	A'
(6)パイロット事業を活用した好事例の全国展開	高	B <sup>※2</sup>	B	A	A	I. 1. (1)保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	A	A
(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	高	B <sup>※2</sup>	B	B	B	I. 1. (2)平成30年度に向けた意見発信	B	/
						I. 1. (5)地域医療への関与	B	B
(8)調査研究の推進	高	A <sup>※2</sup>	A	/	/	I. 1. (3)地域の实情に応じた医療費適正化の総合的対策	A	A'
						I. 1. (6)調査研究の推進等	A	A'

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」:令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」:令和2年度計画を達成している(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」:令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」:令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

※3 令和元年度以前の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:計画を大幅に上回っている。

「A」:計画を上回っている。

「B」:計画を概ね達成している。

「C」:計画を達成できていない。

「D」:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要。

# 協会けんぽ事業業績評価一覧について

## Ⅲ. 組織・運営体制関係

令和2年度評価項目	令和2年度			R1年度	H30年度	H29年度評価項目	H29年度	H28年度
	困難度	自己評価	最終評価	最終評価	最終評価		最終評価	最終評価
(1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	-	B <sup>※2</sup>	B	A	A	Ⅲ. 1. 組織や人事制度の適切な運営と改革	A	A'
(2)人事評価制度の適正な運用	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B			
(3)OJTを中心とした人材育成	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B	Ⅲ. 2. 人材育成の推進	B	B
(4)支部業績評価の実施	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B			
(5)費用対効果を踏まえたコスト削減等	-	A <sup>※1</sup>	A	B	B	Ⅲ. 4. 経費の節減等の推進	B	B
(6)コンプライアンスの徹底	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B	Ⅲ. 1. 組織や人事制度の適切な運営と改革	A	A'
(7)リスク管理	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B	Ⅲ. 1. 組織や人事制度の適切な運営と改革	A	A'
(8)本部機能や内部統制の強化に向けた取組	-	B <sup>※2</sup>	B	B				
(9)システム関連の取組	-	B <sup>※2</sup>	B	B				
(10)ペーパーレス化の推進	-	B <sup>※2</sup>	B					
(11)協会システムの安定運用	-	B <sup>※2</sup>	B	B	B			
(12)法改正などへの適切なシステム対応	-	B <sup>※2</sup>	B	A	A			
(13)中長期を見据えた新システム構想の具体化や新技術導入の推進	高	A <sup>※2</sup>	A	B	B			

※1 定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

「A」:令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「B」:令和2年度計画を達成している(対計画値100%以上、又は対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「C」:令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。

「D」:令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

※2 定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に上回っている。

「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

※3 令和元年度以前の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】

「S」:計画を大幅に上回っている。

「A」:計画を上回っている。

「B」:計画を概ね達成している。

「C」:計画を達成できていない。

「D」:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要。

---

## **Ⅱ.健康宣言・健康経営広報について 【令和4年3月広報】**

# 日本経済新聞「健康宣言・健康経営」広告掲載

## 【概要】

「健康経営優良法人2022」の発表時期である令和4年3月初旬に合わせ、日本経済新聞に全面広告による保険者としてのメッセージを発信することで、「健康」が「経済」や「経営」に結びつくものであることの理解促進、また「健康宣言」事業への誘導を図る。同時に協会けんぽの知名度・ステータス向上を図る。

## 【背景】

・大阪支部では、経営戦略としての「健康経営」事業を「健康宣言→健康経営優良法人」の一体的な展開により実施しており、そのターゲットを経営層としている。

・「健康宣言」数は令和3年11月末現在2,973社（令和3年度KPI:3,000社）と目標を上回る推移となっており、今後さらなる拡充が期待できる。

・日本経済新聞は国内最大の経済紙であり、メイン購読層に経営層や管理職層を多く抱えている（ESG投資に注目が集まる中、「健康経営」に関する記事も多く取り上げられている）。

・経済産業省は令和4年度柱事業の一つとして「経済×健康」（健康経営の拡充）を初めて打ち出しており、国策として今後も事業の拡大が見込まれる。

## 【期待される効果】

- ・健康宣言、健康経営優良法人の増加
- ・協会けんぽの知名度（認知度）向上

## 【内容】

- ・大阪本社版（部数574,337部）への全15段カラー広告
- ・モニタリング検証（対象：関西2府4県のビジネスパーソン、400サンプルまで）

## 【時期】

- ・令和4年3月初旬

## 【予算】 ※本部確認済

- ・支部保険事業予算 残額より流用
- 「エリアを絞った健康経営の推進」 : 1,145千円
- 「健康宣言サポートツールの企画・作成」 : 597千円
- 「健康経営優良法人フォローアップセミナー」 : 932千円
- 「健康経営セミナーの開催(大阪府との共同開催)」 : 2,429千円
- 「女性向け健康セミナーの開催(大阪府との共同開催)」 : 770千円
- 「加入者の健康づくり意識の向上(イベントの開催)」 : 4,015千円

計9,888千円



経営者の皆様へ

中小企業のまち「大阪」で

# 「健康×経営」

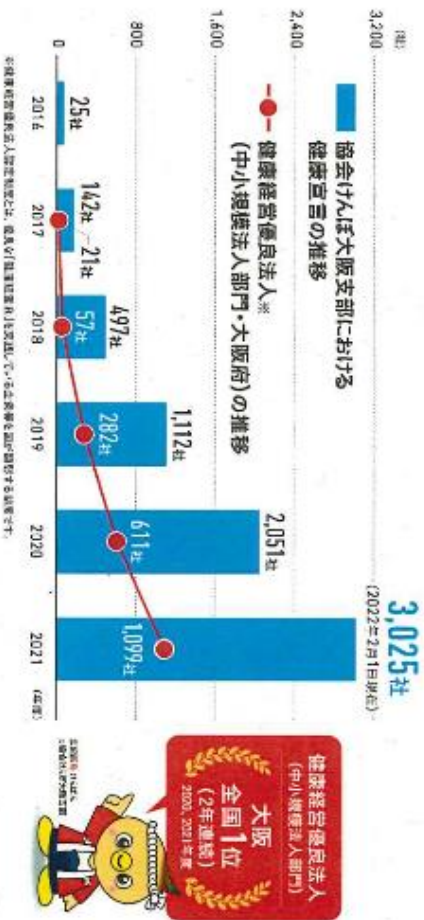
をあたりまえに。

協会けんぽ大阪支部では

「健康経営®」のファーストステップとして

「健康宣言」の参加を募集しています。

「健康経営」とは社員の健康を重視し、経営者に適切な役割を担っていただくことで会社の業績向上を目指すことです。  
「健康宣言」は社内で個人健康改善活動の基幹活動です。



協会けんぽ大阪支部は「健康経営®」に取り組む企業をサポートします。



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ大阪支部 健康経営

検索



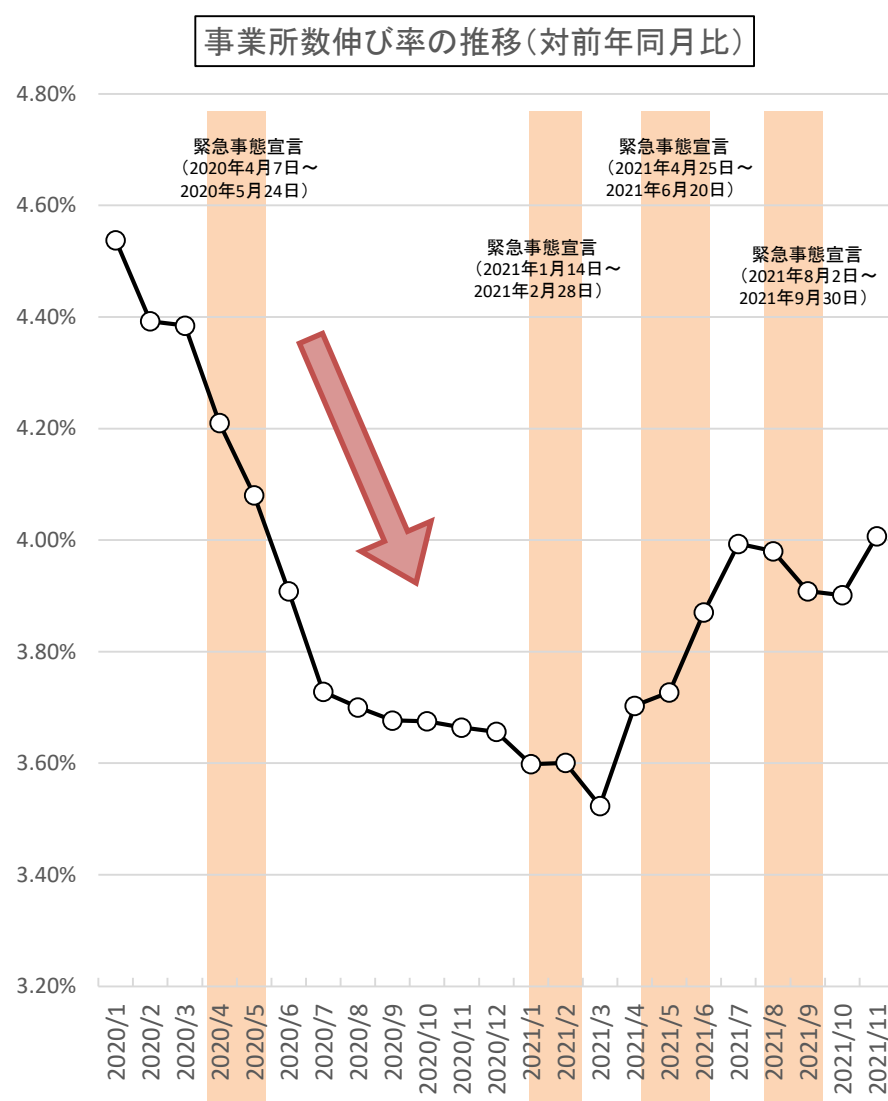
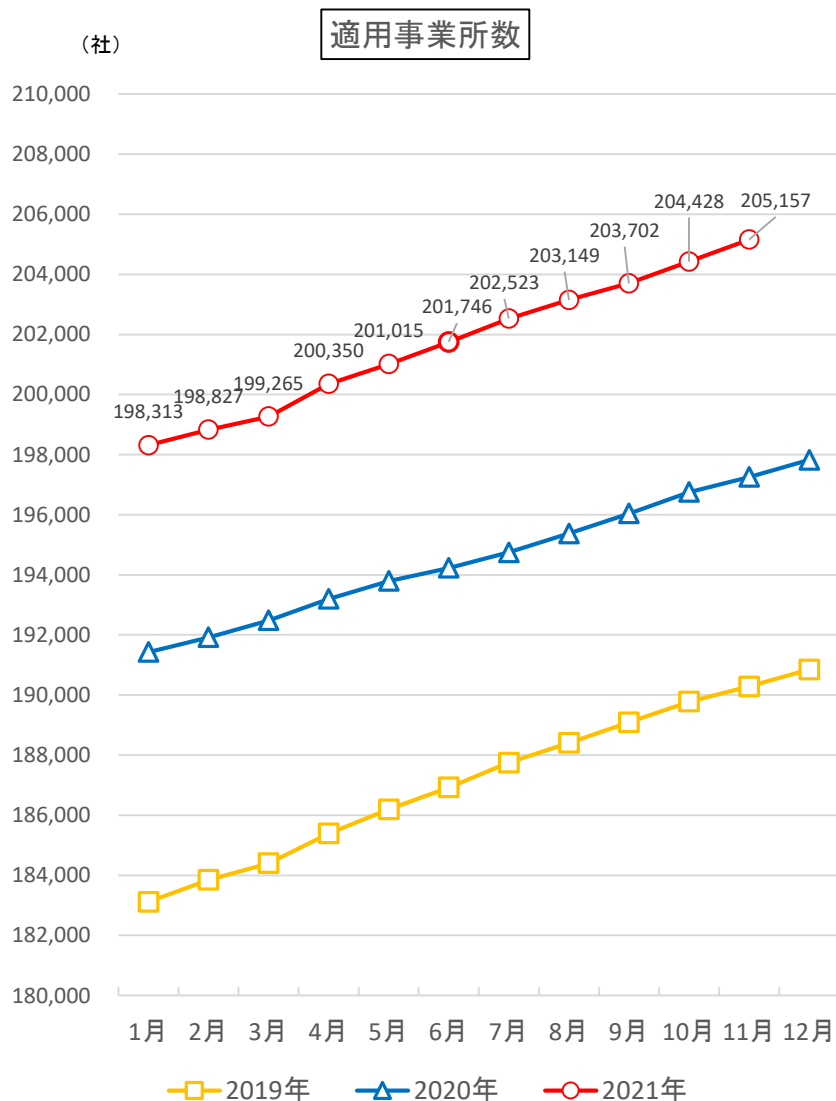
06-6712-2905

---

## **Ⅲ.新型コロナウイルスによる影響について 【令和2年1月～令和3年11月分】**

# 適用事業所数の推移

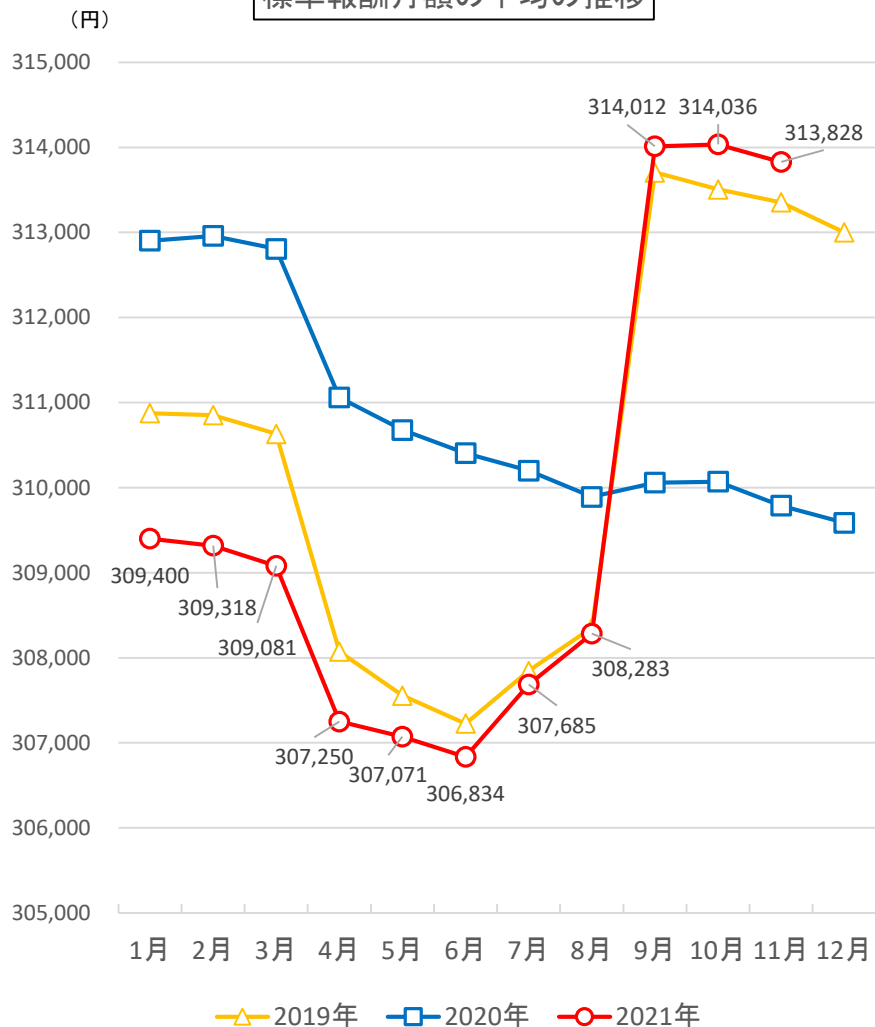
○ 緊急事態宣言後、事業所数伸び率が大幅に減少していたが、2021年4月以降上昇傾向が見受けられる。



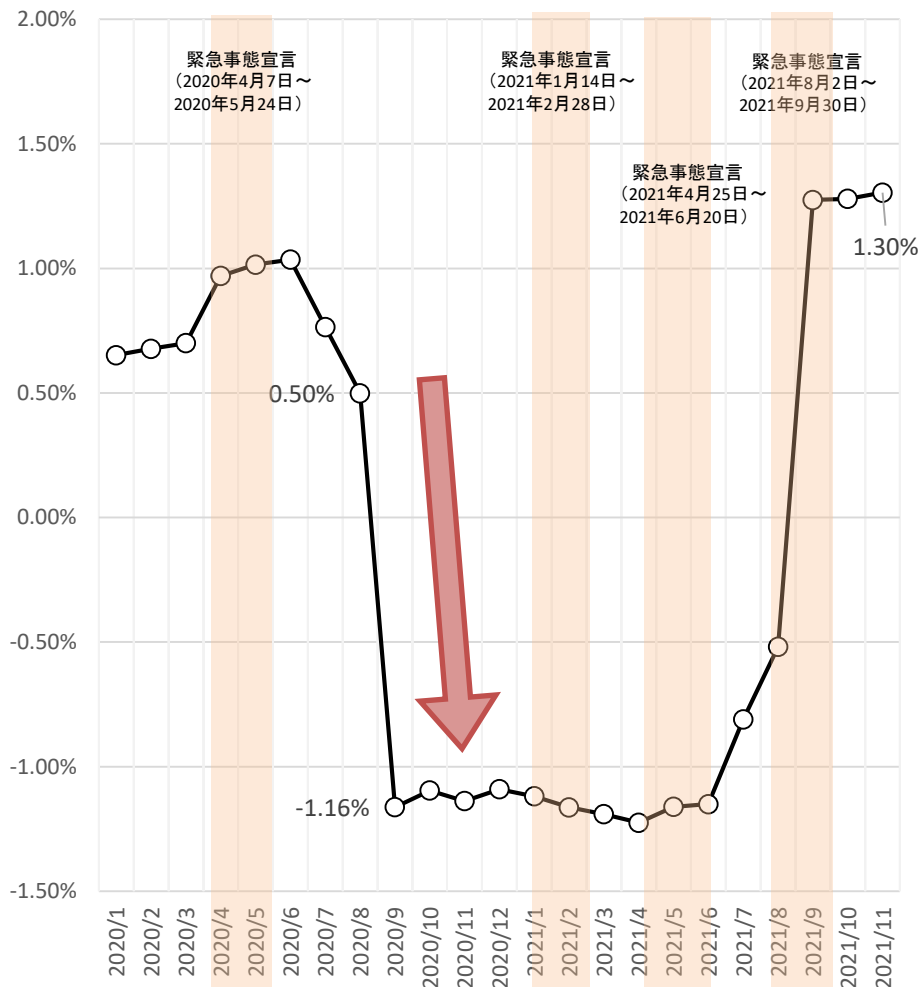
# 平均標準報酬月額推移

昨年度はほぼ横ばいの状況だったが、今年度は9月に平均標準報酬月額が大幅に増加している。

標準報酬月額の平均の推移



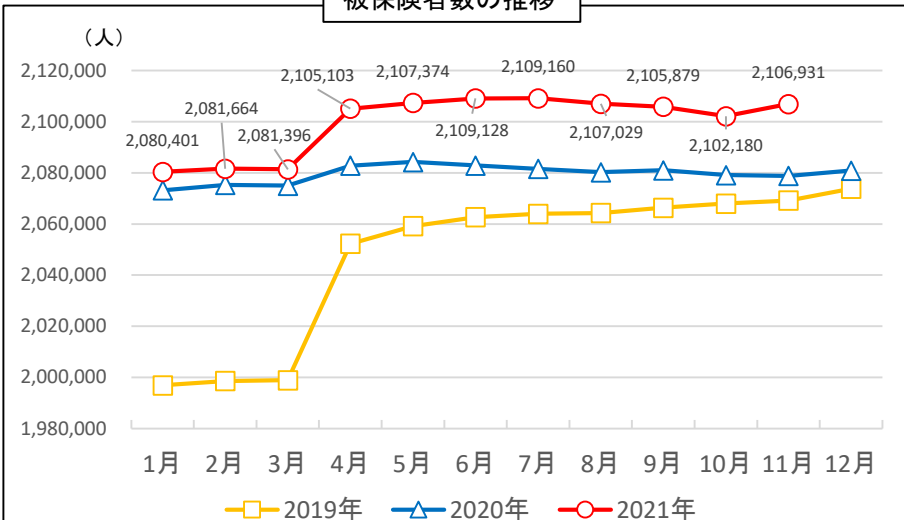
平均標準報酬月額伸び率の推移 (対前年同月比)



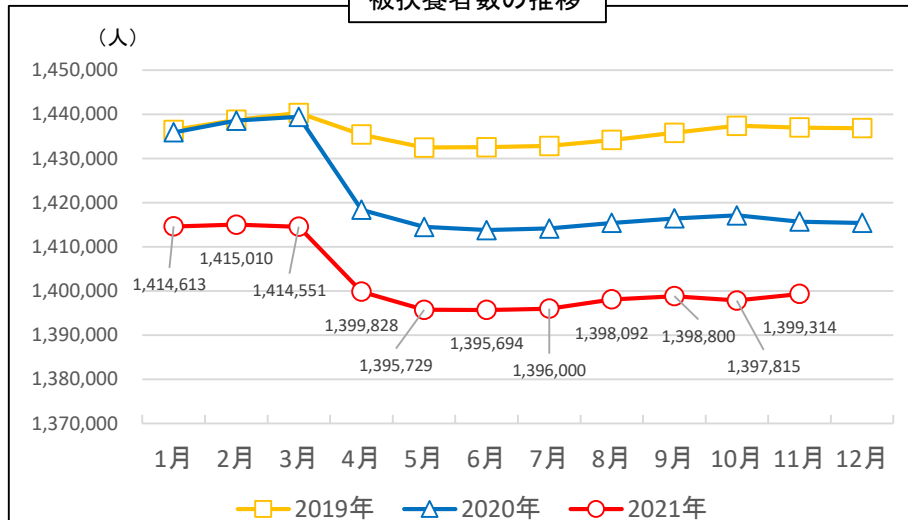
# 加入者数の推移

○ 被保険者及び被扶養者数の伸び率が緊急事態宣言後から僅かに上昇したが伸び率は鈍く、ほぼ横ばいとなっている。

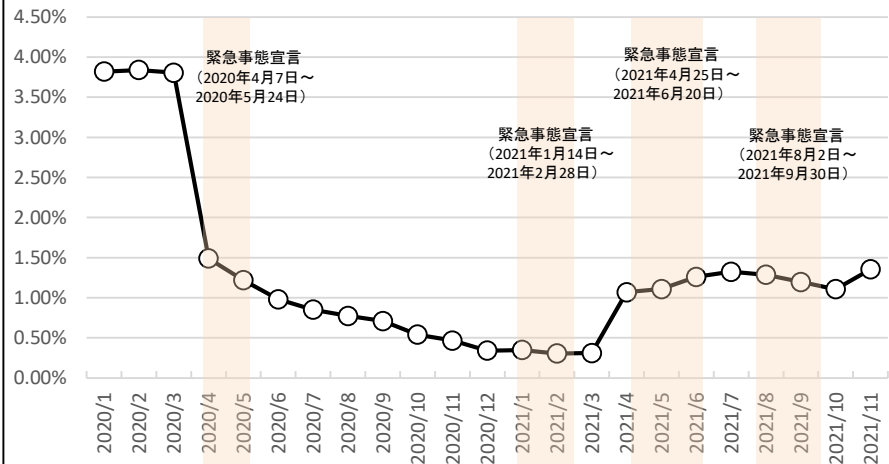
### 被保険者数の推移



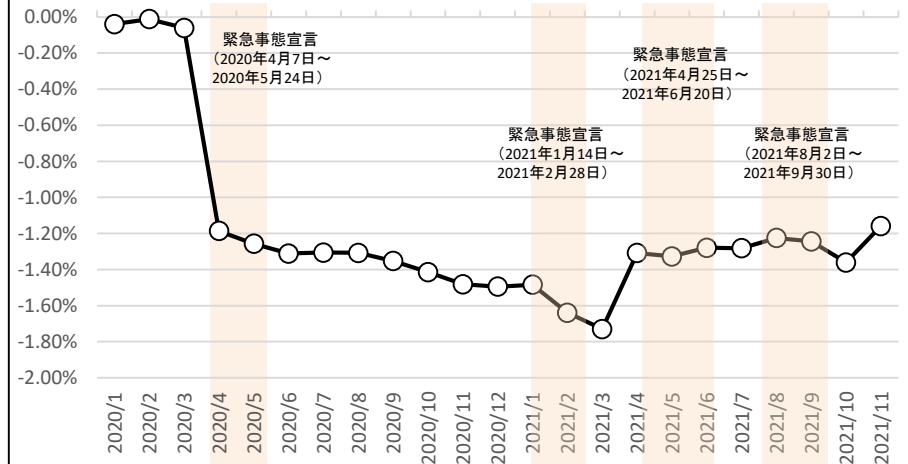
### 被扶養者数の推移



### 被保険者数伸び率の推移 (対前年同月比)



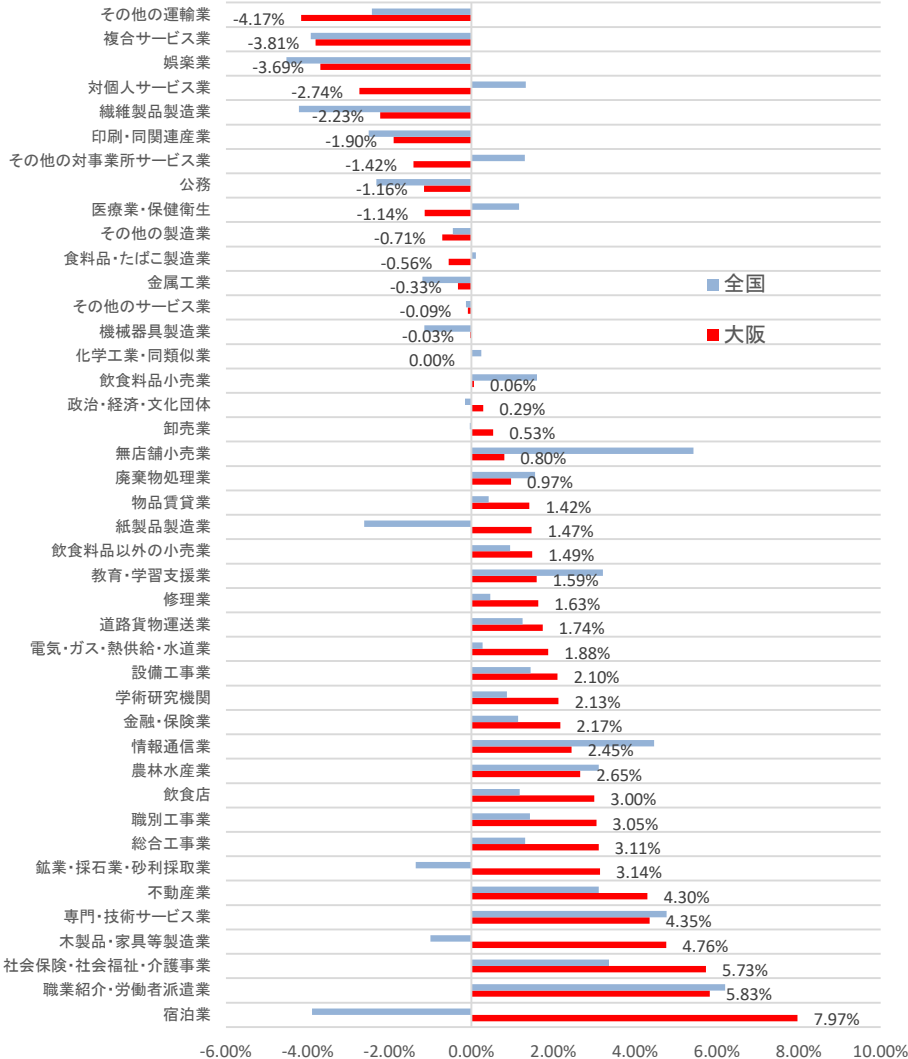
### 被扶養者数伸び率の推移 (対前年同月比)



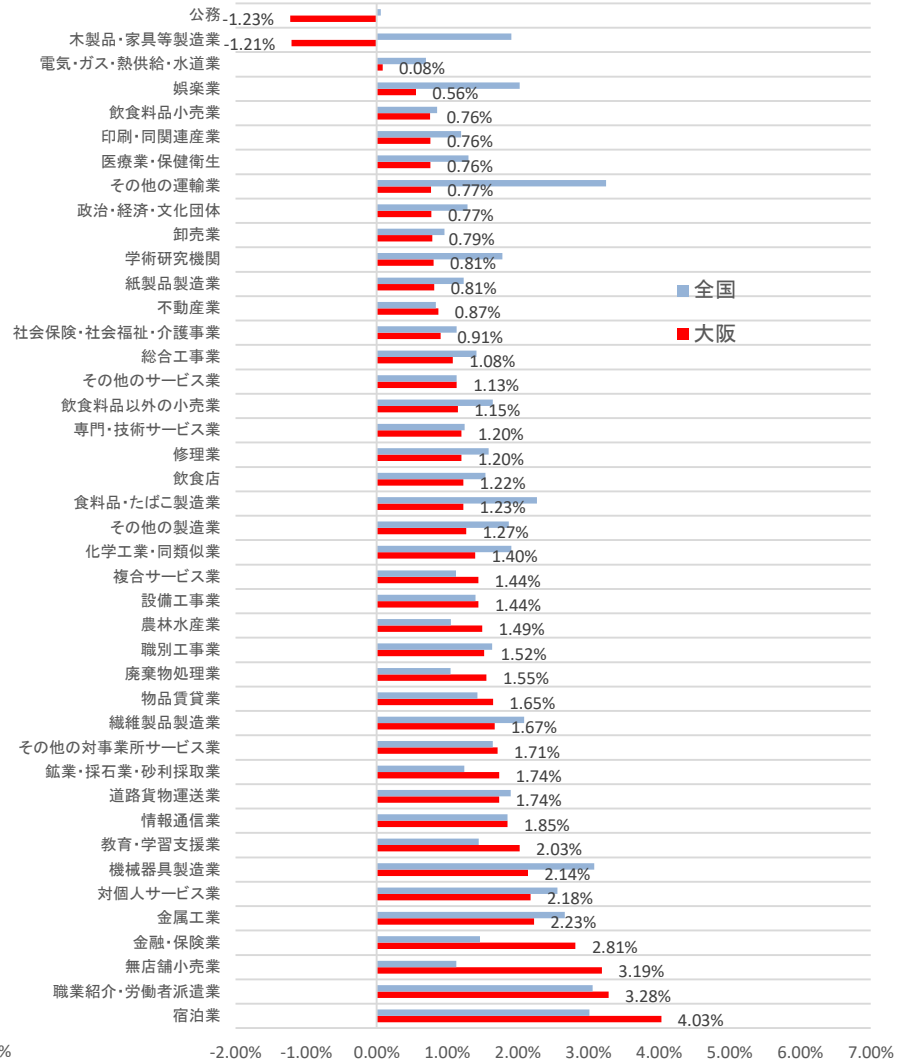
# 業態別伸び率(2021年9月現在:対前年同月比(2020年9月))

○ 被保険者数は依然として約3分の1の業態が減少している。標準報酬はほとんどの業態で増加しているが上昇幅としては小さい。

被保険者数 対前年同月比 大阪と全国と比較

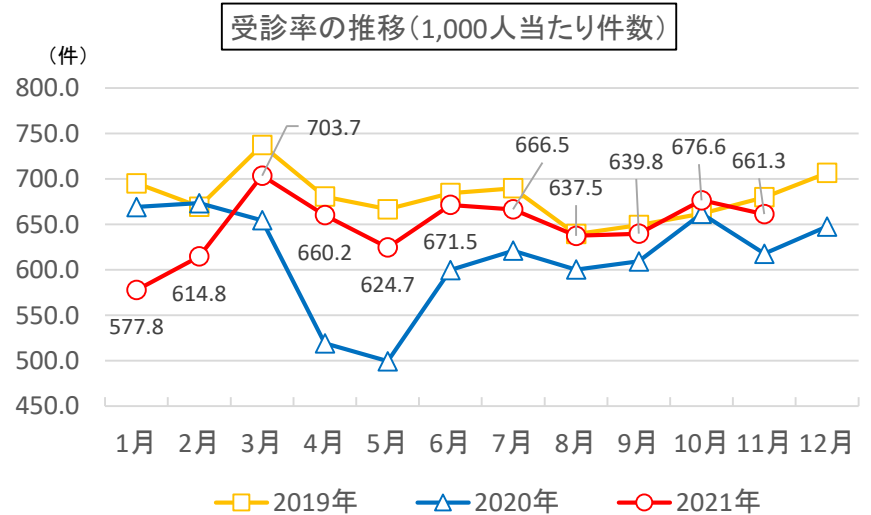
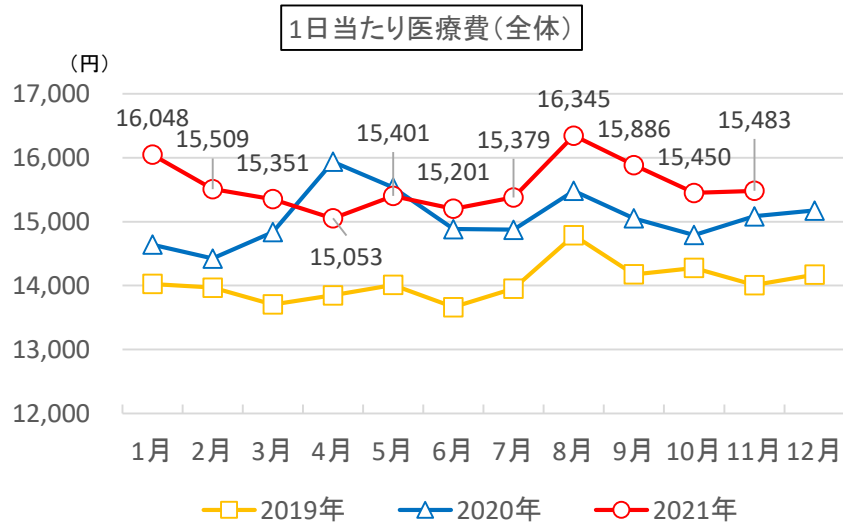
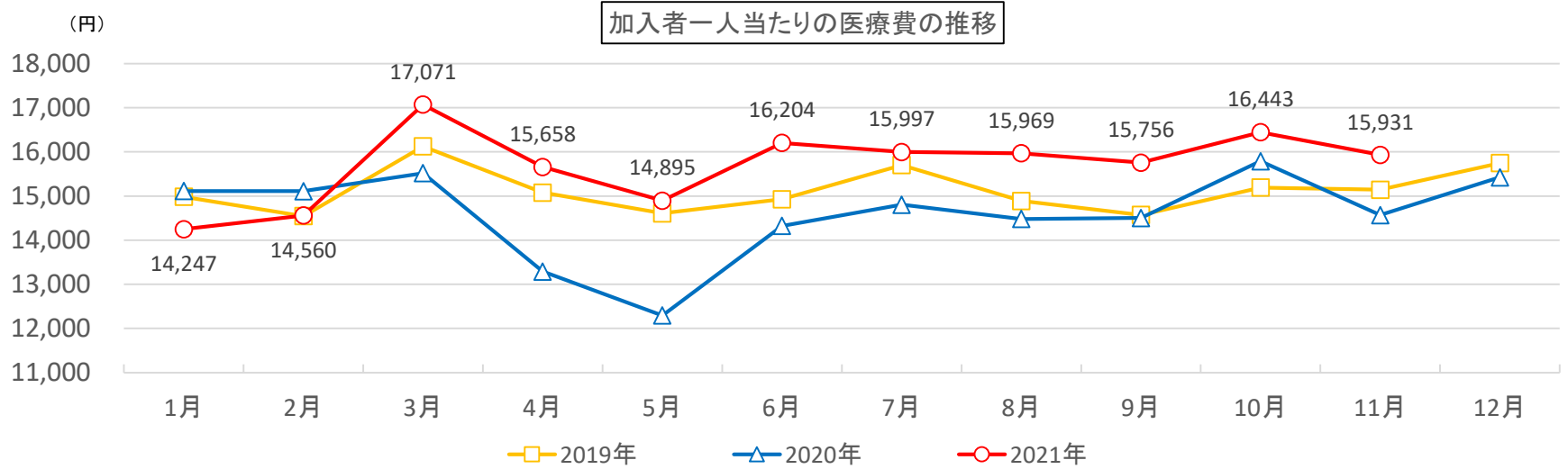


標準報酬月額平均 対前年同月比 大阪と全国と比較



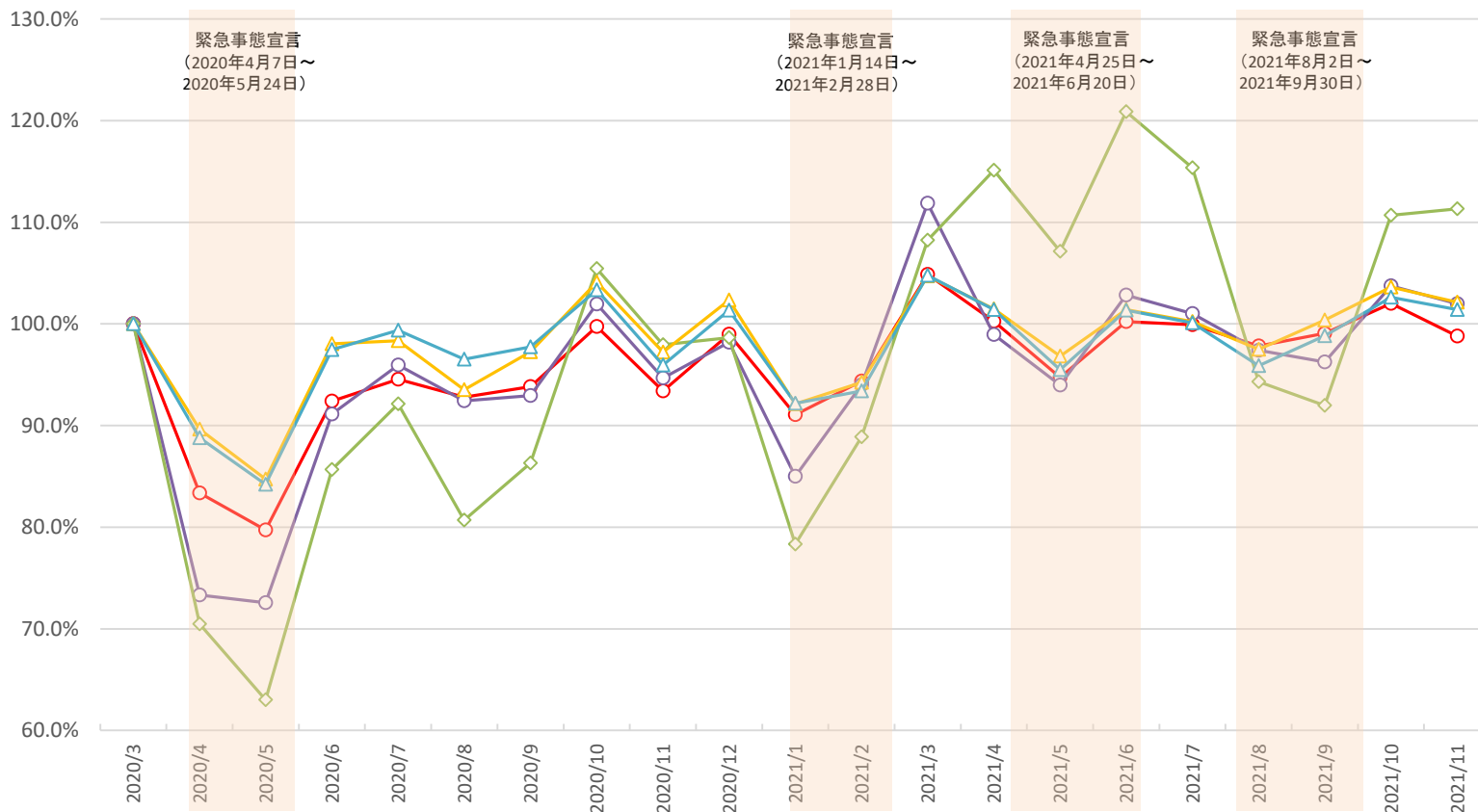
# 医療費の推移

○ 緊急事態宣言後減少していた加入者一人当たり医療費及び受診率が例年以上となり受診控えの反動と推測される。



# 加入者属性別 受診率の推移(対緊急事態宣言前、2020年3月の受診率を100%として算出)

○ 緊急事態宣言後の5月受診が大幅に低下(特に義務教育就学前)したが、解除後は回復している。



	2020/3	2020/4	2020/5	2020/6	2020/7	2020/8	2020/9	2020/10	2020/11	2020/12	2021/1	2021/2	2021/3	2021/4	2021/5	2021/6	2021/7	2021/8	2021/9	2021/10	2021/11
○ 被保険者	100.0%	83.4%	79.7%	92.4%	94.5%	92.8%	93.8%	99.7%	93.4%	99.0%	91.1%	94.4%	104.9%	100.2%	94.7%	100.2%	99.9%	97.8%	99.1%	102.0%	98.8%
○ 被扶養者	100.0%	73.3%	72.6%	91.1%	95.9%	92.4%	92.9%	102.0%	94.7%	98.2%	85.0%	94.0%	111.9%	99.0%	94.0%	102.8%	101.0%	97.4%	96.3%	103.7%	102.0%
◇ 義務教育就学前(再掲)	100.0%	70.5%	63.0%	85.7%	92.1%	80.7%	86.3%	105.4%	98.0%	98.6%	78.3%	88.9%	108.2%	115.1%	107.1%	120.9%	115.4%	94.3%	92.0%	110.7%	111.3%
△ 高齢受給者一般(再掲)	100.0%	89.6%	84.7%	98.0%	98.3%	93.5%	97.3%	104.1%	97.2%	102.4%	92.1%	94.2%	104.7%	101.5%	96.8%	101.4%	100.2%	97.5%	100.4%	103.6%	102.1%
△ 高齢受給者一定以上(再掲)	100.0%	88.8%	84.2%	97.5%	99.4%	96.5%	97.7%	103.3%	95.9%	101.3%	92.2%	93.4%	104.8%	101.4%	95.5%	101.3%	100.1%	95.9%	98.8%	102.6%	101.4%



